

21消安第6904号
平成21年10月14日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

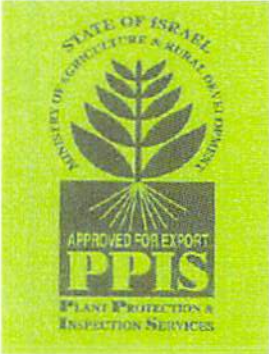

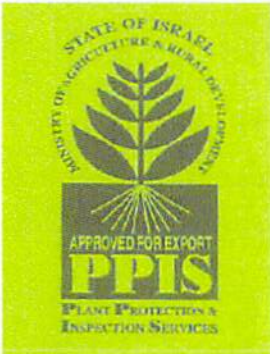
「イスラエル国産スイートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーテ
ィの生果実に関する植物検疫実施細則」等の一部改正について

今般、「イスラエル産スイートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーテ
ィの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成2年3月20日付け2農蚕第1124号
農蚕園芸局長通達）、「イスラエル産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」
（平成10年12月10日付け10農産第8560号農産園芸局長通達）及び「イスラエル産
かき生果実に関する植物検疫実施細則」（平成15年11月18日付け15消安第2936号
消費・安全局長通達）の一部を別紙1から別紙3のとおり改正したので、お知ら
せする。

ついては、本件の取扱いについて了知の上、対応されたい。

「イスラエル産スイートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成2年3月20日付け2農蚕第1124号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）) 別表2の付表第6のイスラエル産のシャムテ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ並びにレモンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1～4 [略]</p> <p>5 表示 告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとする。</p> <p>(輸出植物検疫終了の表示)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  又は  </div> <p>(仕向地の表示)</p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）) 別表2の付表第6のイスラエル産のシャムテ種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ並びにレモンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1～4 [略]</p> <p>5 表示 告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとする。</p> <p>(輸出植物検疫終了の表示)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p>(仕向地の表示)</p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p>